

ラグビー部組織体質に関する外部調査委員会報告書(2023年8月31日)
における改善策の提言への対応状況(2023年11月17日)

1 適正な人事権行使の体制構築

【提言の要旨】

監督、コーチ陣の人事権を大学で掌握するという内規の定めは、各競技部に対する大学の監視体制を確保し、もって適正な人事を行うために適切な内容となっており、同内規通りに厳格な運用を行うことを徹底すべきである。

【応答】

大学が委嘱する競技部監督及びコーチは、原則として大学から定められた手当のみが支給される者であり、それらの者については内規に定められたプロセスを踏んでいる。すなわち、競技部監督及びコーチ(大学からの任命)の選任に関しては、先ず競技スポーツ部との面談及び澤田副学長との面談を実施する。その後、競技スポーツ指導者マネジメント専門委員会にて審議・承認を経て、競技スポーツ運営委員会にて報告・決定という流れになっている。このような流れから適正な人事権行使の体制であると考える。

しかしながら、これまで、部が希望するコーチに就任してもらうために、大学から支給される手当に上乘せした形で指導料を支払おうとして別途競技部が独自にコーチと契約を締結するケースがあった。また、大学が委嘱する人数を超えて就任してもらう部内コーチ(大学から任命されていない)に関しては、各競技部の必要性に応じて選任されているが、今後は、問題が起きないように顧問弁護士とも相談して対応するようにしたい。また、部内コーチの実態の把握の観点から、今年度より部内コーチの選任にあたっては必ず競技スポーツ部へ報告させることとした。

2 適正な金銭管理の体制構築

【提言の要旨】

会計について規則を定めるなど、人の交代があっても、ルールに則った透明性の高い金銭管理ができるようにすべきである。また、人件費など、多額の支出が見込まれるものについては、契約書や覚書を取り交わすなど支出の根拠を具体的に示せるようにするだけでなく、適宜大学当局や保護者会に報告がなされるべきである。

【応答】

大学からの補助金については、年度末に競技スポーツ部へ決算報告書及び領収書の提出を義務付けており、提出された資料については関係部署と連携の上精査することにより適正な管理に努めている。従前から、提出書類に不備がある競技部については個別に指導を実施している。また保護者より集めている部費及び寮費等については、今年度より年度末に競技スポーツ部へ報告することを義務付け、併せて保護者に対し会計報告を実施するよう指示し各競技部に対し、適正な金銭管理の体制を強化している。

3 指導者に対する教育等

【提言の要旨】

大学においては、「競技スポーツ審議会競技部監督・コーチ研修会」という名称で研修会が開催されており、これらの活動も監督、コーチの指導力向上に役立っているとは思われる。しかし、大学において、例えば薬物、体罰は絶対に許さないこと、トレーニングの強要や坊主の強要もしてはならないことなど、教育的観点から指導方法の限界やあるべき指導方法を定め、その内容を各競技部の指導陣に対して明確に伝えて教育することで、競技部全体を対象とした一体的な指導方針を確立することが考えられる。

【応答】

監督・コーチ等の指導者に対しては、年に3～4回の頻度で、対面及びオンライン等により研修会を実施している。同研修会は日本大学競技スポーツ宣言、インテグリティ教育及びコンプライアンス、各種ハラスメントをテーマに日本オリンピック委員会選手強化本部インテグリティ教育ディレクターや弁護士等の専門家を講師として招聘し、遵法精神や規範意識を向上させ、また各競技部での諸問題に関する指導者同士の意見交換の場として、指導力の向上に努めている。その他にも啓発活動として動画視聴並びにアンケートを実施しており、今後も定期的を実施する予定である。なお、他大学においてここまで指導者に対する研修等に取り組んでいる実態はないと思われる。

それに加えて、提言にあるような、薬物の問題や体罰の問題についても、講師の選定を含めて、研修のあり方を工夫していきたい。

4 相談窓口に関する改善点

【提言の要旨】

競技部から競技スポーツ部に対して早期に情報共有がなされるよう、①競技部の監督においては、部や寮内のハラスメント、犯罪等の問題が提起された場合には、些細な案件と即断せず競技スポーツ部に情報を上げ、②大学においては、ハラスメントや犯罪が疑われる事態への対応方針を明確化し、競技スポーツ部が適宜介入できるようにする、といった改善策がとられるべきである。

また、各競技部に学生または保護者からの改善要求、意見、あるいはクレームがあった場合には、競技スポーツ部に対して速やかに申告するよう各競技部に指示し、逆に、競技スポーツ部に改善要求等があった場合には、監督に調査を依頼するだけでなく、各競技部内で、どのレベルの指導者に対して連絡をして対応を協議すべきかについて予め指針を定め、マニュアル化しておくべきである。さらに、競技スポーツ部と競技部との間で、処理状況や対応結果についても共有することが必要である。

【応答】

競技部から競技スポーツ部への早期の情報共有を徹底するよう、フローチャー

トを作成して、各競技部へ通達済みである。今後、提言の内容を踏まえ、適宜適切な対応がなされるような仕組みを強化していきたい。

さらに、競技部学生への学生支援窓口の周知が満足ではなかった点を考慮し、現在は競技部学生が利用しやすいよう、競技スポーツ部内のホームページにて紹介すると共に全競技部学生並びに指導者に対する研修資料の最後に学生支援窓口として本部学生支援センター及び各学部の学生支援室を案内し、併せてコーディネーターやカウンセラーが様々な相談に乗ってくれ、必要があれば各種機関につないでくれること、相談内容の秘密は厳守されることを掲載し共有を図っている。

5 競技部で完結するのではない全学的なサポートと知識の共有

【提言の要旨】

競技部の学生に関する問題の対応が競技部で完結するものであってはいけない。スポーツサポートシステムや、各学部の相談窓口、カウンセリング窓口などとも協力しあい、学生の心身に対するサポートを全学的に行うべきである。

【応答】

上記4同様に各学部等の相談窓口と協力すると共に、競技スポーツ部では専属の顧問弁護士との契約を締結し、各競技部からの相談(電話・メール・文書等)があった場合は早期に専門家に相談が出来る環境を整備した。また、相談等があった際の対応フローチャートを作成しており、それに沿う流れで報告を実施している。

6 常駐管理者の確保

【提言の要旨】

寮において監督やコーチなどの常駐管理者を確保するために、例えば寮への常駐をヘッドコーチの選任条件とする、ヘッドコーチなどの重役は、大学の職員として採用し、その報酬を大学で負担すること等が一案として考えられる。

【応答】

競技部総合学生寮においては競技スポーツ部の職員を管理人として常駐させているが、各競技部寮(単独寮)においては部の判断に任せている状況である。

しかしながら、昨今の事象を受け、単独寮の管理体制の不十分さが露呈し、学長からも寮の管理体制強化の指示を受け、対応を検討中である。

もともと、提言にあるような寮への常駐をヘッドコーチの選任条件とすることは、人材確保の観点から現実的ではないので、今後は、単独寮の管理を外部委託することを検討している。早期に各学生寮に管理人を配置し、生活環境の改善及び管理の強化を図りたい。また、夜間の見守りは、警備会社に寮の警備を依頼することで対応すべく、すでに警備会社等と打合せを進めている。

7 ペナルティーの明確化

【提言の要旨】

これまでラグビー部においては指導と称したトレーニングの強要や坊主の強要が行われてきた実態があるが、指導方法は、原則口頭注意、対話により行うべきである。

他方で、部活動の現場においては、話をするだけでは改善が見られない事態も実際に想定されるところである。しかし、指導の一環としてペナルティーを与えるのであれば、いかなる場合にペナルティーを与えるのか、いかなる内容のペナルティーを与えるのかを明確にし、ラグビー部の規則に追加すること等が考えられる。その際、体罰、トレーニングや坊主の強要を指導の一環として行うことを禁止することも明記すべきである。

【応答】

提言内容は真摯に受け止め、実行に移していきたい。すでに昨年中から、部内での改革を始めているが、いまだ改革途上の点があると認識している。

ルールとそれに対するペナルティーを明確化するとともに、ルール違反に対するペナルティーの均衡及び公平性や適正手続の在り方についても、明文化して恣意的な運用がなされないように指導していきたい。

上級生が下級生に対して「指導」と称する体罰、トレーニングや坊主の実質的な強要がないよう、学生のみならず指導陣の意識の改革も徹底していきたい。

8 大麻に関する改善策

【提言の要旨】

大学としては、大麻使用者が発生しないよう警察官による講習会を実施するなどの措置を講じているが、警察官による講習会だけでなく、学生に大麻の弊害を実感させるような薬物依存の治療をしている医師や回復支援団体などによる研修も行うことが考えられる。

また、薬物啓発の資料を寮内に掲示することによって、学生や指導者に対して、大麻の存在を視覚的に理解させることも必要である。

さらに、違法薬物の使用や所持を見た場合には通報を啓発し、部や大学が違法薬物を許さない姿勢を厳然と示すことが重要である。

学生や保護者から通報があったときには、通報された情報を競技部、競技スポーツ部、大学当局で共有する方法、通報した学生等への聴取手続、保護者への連絡のタイミング等をフローチャートなどで明確に定めておくべきである。

【応答】

これまで実施していた警察官による講習会に加えて、研修や啓発活動のあり方については、提言も踏まえて、検討したい。

ラグビー部に関しては、公益通報等や学生内の噂で名前が挙がった者及び、噂を聞いたことがあると答えた者に対して、執行部の判断により弁護士によるヒアリングを行うとともに、全部員に対してアンケート調査を実施した。その結果、目撃談

など根拠のある「噂」について証言する者はなかった。

また全ラグビー部員から、法律遵守及び不定期に薬物検査に応じることに同意する旨の誓約書を提出させ、実際に尿検査を実施して、全員の陰性を確認している。今後も、不定期に尿検査を実施していく予定である。

他の競技部所属の全学生からも、ラグビー部同様の誓約書をとることを検討しており、遵法精神及び薬物に対する意識を涵養するとともに、違法薬物に取り込まれる隙のない生活をさせるために、生活環境の改善に努める。

9 入寮のあり方の再検討

【提言の要旨】

現在は事実上の全寮制となっているようであるが、今後、自主性に富み、態度のよい学生が退寮して通所したいという場合に、実験的に通所を認めることも考えられる。

他大学のやり方なども参考にしながら、朝練習のあり方や入寮のあり方について、学生の意見も聴取し、学生のモチベーションを高めながら再検討する必要があるだろう。

【応答】

これまで、学校推薦型選抜（競技部）で入学してきた学生においては基本的に入寮することを勧めている。各競技部の勧誘活動の際も、寮において安心した生活環境を提供することにより、大学に通学して勉学に励みながら練習にも専念出来る環境が整っていることを説明している。

とりわけチームスポーツでは、寮での集団生活がチームビルディングに大きな影響を与えることは明白と言える。日本代表チームを例に取っても、大きな大会前に合宿を行い同じ空間で時間を共にすることの意義は、本学の競技部の在り方を表しているものである。

ラグビー部に関して言えば朝5時からの筋力トレーニングや夕方18時からのグラウンドトレーニングとなることから、移動時間を鑑みると入寮した方が体力的に負担を軽減でき、それによってラグビーに向き合う時間が増やすことができ、メリットが大きいと考える。

しかしながら、昨今の家庭環境や学生の気質を考慮すると、入寮については選択制にすることも検討していきたい。

10 部屋の人数の再検討

【提言の要旨】

部の一体感を持たせることと、異なる学年で大人数の部屋に入ることが等価といえるのかどうかも問い直してよいのかもしれない。

問題を抱える学生に気付かない可能性など、個室には個室の問題があり、寮室の適正な人数が何人かというのは悩ましい問題ではあるが、他の部や他大学の例なども参考にして、学生が必要以上のストレスを抱えないですむような住環境を作ることが望ましい。

【応答】

これまで競技スポーツ部が管理する学生寮の多くは大部屋を採用してきた。

しかしながら時代と共に学生の気質が変化していることから、それに合わせプライベートな空間が担保されるような住環境を整備していくことも必要と考え、現在、競技スポーツ部では学生寮の居住スペースの改修を段階的に計画している。

11 学習スペースの確保

【提言の要旨】

食堂の学習への使用について、使用終了時間を決める、私語はしないなどのルールを作る、指導陣が見回るといった決まりを作ることで、だらだらとたむろする場所になる危険を回避しつつ、適切な学習スペースの提供が可能ではないか。

【応答】

アスレティックヴィレッジⅡ内の各階に PC ルームとして学習スペースを用意しているが、椅子の不具合等が放置されたままとなっていたことから利用されていない状況であったため、新たに椅子を購入して配置するとともに、1階の空きスペースに机等を配置して、ラグビー部の学生用の学習スペースとする予定である。

12 窃盗被害の防止策

【提言の要旨】

窃盗被害は、学生同士によるものだけでなく、不審者の侵入によっても生じ得るため、学生の私物は鍵付きのロッカーにしまえるようにするなど、学生の私物を守れる環境を作ることが必要である。

また、寮での窃盗被害の申告先、防犯カメラ画像の解析主体、解析結果から日大生が加害者と特定できた場合の当該情報の共有範囲、加害者の聴取主体、加害者への処分内容等について、競技部全体で統一したルールを策定すべきである。

【応答】

根本的には、部内において仲間の物品が盗難されること自体モラルの欠如と考えられることから、モラル及び遵法精神の醸成を図る人間教育の在り方を見直したい。

現状は、各人のベッドに貴重品ボックスが取り付けられていることから、個室内における貴重品の管理や私物の管理については、何よりも学生の防犯意識と自己管理が不可欠であるが、さらには提言を踏まえ、貴重品とは言えない私物も保管できる鍵付きロッカーの設置も検討したい。

提言後段については、競技部の実態を踏まえて、競技スポーツ部で統一的なルールを提案したい。

13 熱中症の防止策

【提言の要旨】

部活動を行う学生によく見られる熱中症等の体調不良，怪我等が発生した場合にどのように処置を行うかについて，予めフローチャートなどを作成することで，指導者側において迅速かつ的確に医療的な処置を実施できる体制を整えておくことが望ましい。また，救急搬送を躊躇しない姿勢も重要である。

【応答】

提言に沿った対応を進めているところである。

各所属の競技団体や日本スポーツ協会等が示している熱中症予防の指針を指導者が理解すると共に学生も含め情報共有が必要であることから，熱中症の注意喚起及びガイドライン，熱中症等が発症した際の緊急連絡フローも併せて各競技部に周知している。

また，学生個人が当日の体調不良を指導者に申告しやすい雰囲気・環境を作ることが不可欠であるので，指導者にはその点の意識変革の必要性も徹底したい。

14 問題解決への姿勢

【提言の要旨】

問題が生じたときに，個人の問題に矮小化して，それで問題が解決したとする傾向がないか危惧するところであり，今後は，問題発生の本質的な原因分析を粘り強く行う姿勢が求められる。

【応答】

提言内容を真摯に受け止める。今後，ラグビー部のみならず全競技部において，何らかの問題が発生した際に，学生であれ指導者であれ，それぞれの個人の問題に帰責して終わらせるのではなく，その原因や背景の問題に切り込んで対策を練るようにしたい。

以 上
(競技スポーツ部)